

公開質問状

大阪市会各派議員団御中(それぞれ手書き)

拝啓

未曾有のコロナ禍のなか、日夜、住民の命と暮らしを守るため奮闘されていることに感謝いたします。

わたしたちは、市民グループみんなで住民投票！(略称：みんじゅう)です。名称の通り、外国籍住民を含めた市民“みんな”が「大阪市特別区設置住民投票」住民投票に参加できるよう、大都市法等の改正をもとめ、大阪市会への陳情や国会への請願を行ってきました。5月11日の市会陳情の再提出には、23694筆の署名を提出いたしました。今国会では衆参与野党46人の国会議員の賛同を得て、請願書とともに32397筆の署名を提出いたしました。

報道では、松井市長・吉村府知事とも、11月1日に住民投票を実施すべきと明言しました。

つきましては、改めて「大阪市特別区設置住民投票」について、貴会派のご見解をうかがいたく、以下(次頁)の項目の質問をさせていただきます。まことに僭越ながら、6月19日までに、下記の宛先に封書もしくはFAX、電子メールにてご回答ください。回答の有無および内容は、ウェブページその他で公開させていただきますこと、あらかじめご了承ください。



2020年6月12日

みんなで住民投票！（みんじゅう）一同

《回答送付先》

みんなで住民投票！（みんじゅう）

〒545-0041 大阪市阿倍野区共立通 1-6-5

E-mail: minnadetohyo@gmail.com

Tel: 070-4233-6362

Fax: 06-6656-6897



発信元： _____

質問 1

「大阪市特別区設置住民投票」は大阪市という都市の形を大きく変えるかどうかを決する住民投票であり、地方自治・住民自治の観点から考えて、外国籍住民も含む形で実施されるべきであると、わたしたちは考えています。しかし、「大阪市特別区設置住民投票」について定めた大都市法では外国籍住民を投票権者として含んでいません。

この点について、どのようにお考えですか。理由もあわせてお答えください。

質問 2

2020年5月30日朝日新聞社説は「大阪の都構想 住民と直接対話の場を」と題し、この間のコロナ禍の影響で、住民投票に向けての住民対話プロセスが不十分であることについて問題提起しています。わたしたち「みんじゅう」も大阪市会に対し、今の状況では住民投票実施予定日を延期すべきであるとの陳情をおこないました。かかる状況で従前の予定通り今年11月1日の住民投票を実施されることについて、貴会派のご意見をお聞かせください。

回答送信先 FAX: 06-6656-6897